

呉市斎場次期事業

基本協定書（案）

令和 7 年 月 日

呉市

呉市斎場次期事業 基本協定書

目 次

第1条（目的等）	1
第2条（事業契約）	1
第3条（受注者の設立）	1
第4条（事業契約についての協議及び締結）	2
第5条（事業契約を締結しない場合）	3
第6条（違約金及び賠償金）	3
第7条（準備行為）	4
第8条（事業契約の不成立）	4
第9条（有効期間）	4
第10条（秘密保持）	5
第11条（本基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止）	5
第12条（債務不履行等）	5
第13条（準拠法及び管轄裁判所）	6
第14条（補則）	6
個人情報等取扱特記事項	7

呉市斎場次期事業 基本協定書

呉市（以下「発注者」という。）は、呉市斎場次期事業（以下「本事業」という。）に関して、本事業の実施要領等に従い公募型プロポーザルを実施し、最も優れた評価の応募者である【応募企業又は応募グループ（構成員である○（代表企業）及び○並びに協力企業である○及び○をいう。）】を優先交渉権者と決定した（以下当該応募者を「優先交渉権者」という。）。

発注者と優先交渉権者は、本事業の基本的な事項について次のとおり合意し、この基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において使用される用語は、本基本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、呉市斎場次期事業実施要領において定義された意味を有するものとする。

（目的等）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、発注者が【応募企業又は応募グループ】を優先交渉権者として決定したことを確認し、次条に掲げる契約の締結に向け、発注者及び優先交渉権者の権利、義務等について必要な事項を定めるものとする。

2 本基本協定において、次の用語は次に規定する意味を有するものとする。

- (1) 「構成員」とは、優先交渉権者のうち、受注者に出資する企業である【○、○及び○】を総称して又は個別にいう。
- (2) 「協力企業」とは、優先交渉権者のうち、受注者に出資しない企業である【○、○及び○】を総称して又は個別にいう。
- (3) 「代表企業」とは、構成員のうち、【○】をいう。
- (4) 「受注者」とは、本事業の維持管理業務及び運営業務（呉市斎場次期事業基本契約において負担する義務の履行を含む。以下「本業務」という。）の遂行のみを目的として構成員により設立される特別目的会社をいう。

（事業契約）

第2条 本事業における事業契約は、次に掲げる契約をいう

呉市斎場次期事業 業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）

契約締結者：発注者及び受注者

（受注者の設立）

第3条 構成員は、本基本協定締結後速やかに、本業務の遂行のみを目的とした、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社である受注者を設立する。

2 構成員は、発注者の事前の承諾なく、受注者に本業務以外の業務を行わせてはならない。なお、発注者は、当該承諾を理由として本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

3 受注者の定款は、次の各号に従って作成しなければならない。なお、定款のうち次の各号に相当する条項は、事前に発注者の書面による承諾がなければ削除又は変更してはならない。

- (1) 受注者の目的は、本業務の実施のみであること。

- (2) 受注者の本店所在地は、呉市内とし、呉市以外の土地に移転しないこと。
 - (3) 受注者の株式は全て譲渡制限株式とし、会社法第107条第2項第1号に規定する株式譲渡制限に係る事項の規定があること。
 - (4) 会社法第108条第2項各号に規定する種類株式の発行に係る事項の規定及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の規定がないこと。
 - (5) 監査役及び会計監査人の設置は任意とする。
- 4 構成員は、受注者の設立及び運営について、次の各号に掲げる条件で合意するものとし、かつ、事業期間にわたって維持するものとする。なお、この項に掲げる内容については、構成員間で締結する株主間契約（以下「株主間契約」という。）においても合意するものとする。
- (1) 受注者の設立に当たり、構成員の全てが出資を行うこととし、構成員以外からの出資は認めないこと。
 - (2) 代表企業の株式（議決権付普通株式をいう。以下同じ。）保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
 - (3) 構成員は、受注者の資本金を、受注者の設立時から事業期間を通じて、株式保有割合に応じた一定額以上維持すること。
 - (4) 受注者への設立当初の出資金額及び株主構成は、別紙1第1項のとおりであること。
 - (5) 構成員は、事前に発注者の書面による承諾なくして受注者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、また、受注者をして、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めさせないこと。
 - (6) 構成員は、受注者が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して受注者への追加出資又は融資等の支援措置を検討すること等により、受注者を倒産させないよう最大限の支援措置を講じること。
 - (7) 構成員は、事業期間が終了するまで、受注者に事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならないこと。
 - (8) 構成員は、受注者が本業務を実施するための人員の確保に協力すること。
 - (9) 構成員は、受注者に、事業契約に基づく義務を遵守させること。
- 5 構成員は、受注者を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、発注者にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。
- 6 構成員は、受注者が設立された後、速やかに、別紙2の書式による出資者保証書を作成して発注者に提出するものとする。
- 7 構成員は、発注者の要請に応じ、その保有する受注者の株式に発注者を担保権者とする担保権を設定しなければならない。

（事業契約についての協議及び締結）

第4条 優先交渉権者は、本基本協定締結後、本事業に係る事業契約の仮契約を、発注者が別途指定する呉市議会に対する議案提出日までに、受注者と発注者との間で締結させるものとする。

2 前項に規定する仮契約は、呉市議会の議決を得た日に本契約として成立するものとする。

- 3 発注者及び優先交渉権者は、実施要領等の条件及び優先交渉権者が発注者に提出した提案書類に基づき、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に協議するものとし、可及的速やかな事業契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとする。
- 4 発注者及び優先交渉権者は、呉市斎場次期事業者選定委員会が優先交渉権者の提案書類に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

(事業契約を締結しない場合)

第5条 事業契約の本契約としての成立前において、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、事業契約に関し契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができる。

- (1) 優先交渉権者が正当な理由なく、事業契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。
- (2) 優先交渉権者が自らの都合により事業契約を締結しないことを申し出たとき。
- (3) 事業契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 優先交渉権者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。

イ 優先交渉権者が独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

ウ 優先交渉権者（優先交渉権者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する罪を犯し、その刑が確定したとき。

- (4) 優先交渉権者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（優先交渉権者が個人である場合にはその者を、優先交渉権者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領第2条第2号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が呉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ アからウまでに規定する場合のほか、役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(違約金及び賠償金)

第6条 前条第1号、第2号及び第4号の規定により、発注者が事業契約に関し契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合、優先交渉権者を構成する構成員及び協力企業（以下本条において「構成員等」という。）は、共同連帯して、落札金額（優先交渉権者の提案金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額をいう。以下同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前条第3号の規定により、発注者が事業契約に関し契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合、構成員等は、共同連帯して、落札金額の10分の2に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 発注者に生じた損害額が前2項に規定する違約金の金額を超える場合には、構成員等は、発注者に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、優先交渉権者が既に解散しているときであっても、発注者は構成員等に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、構成員等は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負うものとする。

(準備行為)

- 第7条 事業契約の本契約としての成立前であっても、優先交渉権者は、自己の責任及び費用により、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で優先交渉権者に対して協力するものとする。
- 2 優先交渉権者は、事業契約の本契約としての成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を当該事業契約の当事者である受注者に承継させるものとする。
 - 3 発注者及び優先交渉権者は、事業契約の本契約としての成立後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(事業契約の不成立)

- 第8条 発注者及び優先交渉権者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、事業契約が本契約として成立しなかった場合、既に発注者と優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自が負担するものとし、発注者及び優先交渉権者は、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により事業契約が本契約として成立しなかった場合において、優先交渉権者に損害を与えた場合、発注者は、その損害を賠償しなければならない。なお、呉市議会において仮契約の締結が否決されたことは、発注者の責めに帰すべき事由とはならないものとする。
 - 3 優先交渉権者の責めに帰すべき事由により事業契約が本契約として成立しなかった場合（第5条の規定により本契約として成立しなかった場合を除く。）、優先交渉権者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、優先交渉権者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、優先交渉権者が既に解散しているときであっても、発注者は、優先交渉権者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、優先交渉権者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(有効期間)

- 第9条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から、事業契約の業務期間が満了する日までとし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約のうちいずれかの契約に関し契約を締結しないこと又は本契約として成立させないことが確定した場合は、その確定の日をもって本基本協定は終了するものとする。

ただし、本基本協定の終了後も、第6条、前条、次条及び個人情報等取扱特記事項の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本基本協定の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本協定の終了前の作為・不作為に基づき本基本協定の終了後に発生した本基本協定に基づく義務若しくは責任は、本基本協定の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第10条 発注者及び優先交渉権者は、本基本協定又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、事前に相手方の書面による承諾なしに第三者（受注者を除く。）に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から受領した時に公知である情報
- (2) 相手方から受領する前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方から受領した後に発注者又は優先交渉権者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 相手方から受領した後に、開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
- (5) 相手方から情報を受領した当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (6) 発注者及び優先交渉権者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び優先交渉権者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員その他の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

- 4 発注者は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(本基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 発注者及び優先交渉権者は、相手方の書面による承諾なく、本基本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

(債務不履行等)

第12条 発注者及び優先交渉権者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本基本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 発注者及び優先交渉権者は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を広島地方裁判所とすることに合意する。

(補則)

第14条 本基本協定に定めのない事項については、必要に応じて発注者と優先交渉権者とが協議して定める。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 優先交渉権者は、本業務の実施に当たって優先交渉権者が保有することとなる個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報等（以下「個人情報等」という。）の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 優先交渉権者は、本業務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 優先交渉権者は、本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、前項の規定を遵守するよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 優先交渉権者は、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 優先交渉権者は、個人情報等管理責任者を選任しなければならない。

3 個人情報等管理責任者は、この特記事項に定める事項を業務従事者に周知し、適切にその実施がされるよう監督しなければならない。

4 優先交渉権者は、個人情報等を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所等」という。）を定めるとともに、作業場所等に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

5 優先交渉権者は、個人情報等の取扱いに着手する前に前各項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

(持ち出しの禁止)

第4条 優先交渉権者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「個人情報等資料」という。）を作業場所等から持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第5条 優先交渉権者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等資料を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

(収集の制限)

第6条 優先交渉権者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報等を収集しなければならない。

(利用の制限)

第7条 優先交渉権者は、本業務の目的以外の目的のために、個人情報等を優先交渉権者の内部において利用してはならない。

(提供の制限)

第8条 優先交渉権者は、事業契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て本業務の主体的部分以外の部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときを除き、本業務の目的以外の目的のために、個人情報等を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第9条 優先交渉権者は、本業務を実施するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、前条に規定する場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該取扱いの承諾を得たときは、この限りでない。

2 優先交渉権者は、前条又は前項ただし書の承諾を得て、本業務に係る個人情報等を第三者に提供し、又は取り扱わせる場合には、個人情報等の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び発注者が指示する事項について、当該第三者（以下「再受注者」という。）と書面により約定しなければならない。

3 優先交渉権者は、前項の規定により行う約定において、再受注者が個人情報等を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、優先交渉権者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、個人情報等の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所等において検査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、優先交渉権者からの報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(1) 契約期間が1年以内の場合

(2) 遠隔地、感染症のまん延その他実地検査が困難と認められる場合

3 優先交渉権者は、発注者が第1項の報告を求めた場合又は前項の規定による検査（報告書の提出に代える場合を含む。）を実施する場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 優先交渉権者は、個人情報等の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等資料の返還等)

第12条 優先交渉権者は、本業務を実施するために発注者から貸与され、又は優先交渉権者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報等資料を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又は事業契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、優先交渉権者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報等の漏えい等をし、又は優先交渉権者の個人情報等の取扱いが不適當であると認められるときは、事業契約を解除するとともに、発注者に生じた損害の賠償を優先交渉権者に請求することができる。

本基本協定の証として、本書の原本[]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(発注者)	広島県呉市中央4-1-6	
	呉市長 新原 芳明	印
(優先交渉 権者)	(構成員(代表企業))	
	[所在地]	
	[会社名]	
	[代表者名]	印
	(構成員)	
	[所在地]	
	[会社名]	
	[代表者名]	印
	(協力企業)	
	[所在地]	
	[会社名]	
	[代表者名]	印

別紙1（第3条第4項関係）

受注者への出資金額及び株主構成

受注者への設立当初の出資金額及び株主構成

株主名	出資額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

以上

令和 年 月 日

呉市長 新原 芳明 様

出 資 者 保 証 書

〔受注者〕の株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「株主」という。）は、本日付けをもって、呉市に対し、呉市の行う呉市斎場次期事業に関して、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付呉市斎場次期事業基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証します。

記

1. 〔受注者〕は、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、呉市内において適法に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。
2. 〔受注者〕の設立当初の発行済株式総数は、〔 〕株であり、株主間契約の定めにしたがって、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、〔 〕株は代表企業が、〔 〕株は〔 〕が、〔 〕株は〔 〕が保有していること。
3. 株主は、基本協定に別途定める場合又は呉市の承諾がない限り、基本協定に定める出資割合等を変更しないこと。
4. 株主が保有する〔受注者〕の株式に、呉市の要請に応じ、担保権を設定すること。
5. その他基本協定の定めを遵守すること。

（発注者） 広島県呉市中央4-1-6

呉市長 新原 芳明

印

（優先交渉（構成員（代表企業）

権者） [所在地]

[会社名]

[代表者名]

印

（構成員）

[所在地]

[会社名]

[代表者名]

印